

電気通信紛争処理委員会令の一部改正について

電気通信紛争処理委員会令の一部改正の概要

○地方分権改革の一環で行われた昨年の放送法(昭和25年法律第132号)の改正※により、小規模施設特定有線一般放送の業務に関する事務・権限が総務大臣から都道府県知事に移譲。

※ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号。以下「第4次一括法」という。)による放送法の改正

○これに伴い、「電気通信紛争処理委員会令」(平成13年政令第362号。以下「委員会令」という。)第3条を改正し、委員会から都道府県知事に対して、資料の提出等の必要な協力を求めることができるようにするもの。

改正の必要性

- 改正放送法は、小規模な共聴施設により行われる地上テレビジョン放送等の再放送を「小規模施設特定有線一般放送」と定義し、その業務に関する事務・権限を総務大臣から都道府県知事に移譲。
- 事務・権限の移譲後も、小規模施設特定有線一般放送を行う事業者は、再放送の同意について、①委員会に対する放送法第142条によるあっせん等の申請、②総務大臣に対する放送法第144条による裁定の申請がそれぞれ可能。
- したがって、委員会が上記①及び②に係る調査審議を行うに当たり、事業開始等の届出の提出先である都道府県知事に対して、資料の提出等の必要な協力を求めることができるよう、委員会令の規定を整備※する必要がある。
※ 委員会令の改正は、第4次一括法の施行に伴い定める、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令」により実施。

改正後の委員会令(下線部を追加)

(資料の提出等の要求)

第三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係都道府県知事に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

スケジュール

10月20日～11月18日	一般からの意見募集(パブリックコメント) 手続
12月中	閣議決定【予定】
平成28年4月1日	施行【予定】〔第4次一括法の放送法改正部分と同日〕

(参考)第4次一括法による放送法の改正について

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、辺地共聴施設等の小規模な共聴施設により行われる地上テレビジョン放送等の再放送を「小規模施設特定有線一般放送」と定義し、その業務に関する事務・権限について、総務大臣から都道府県知事に移譲。

(1)「小規模施設特定有線一般放送」の要件

- ① 500 端子以下の有線放送施設 (※現行法上500端子以下の有線一般放送は届出を行うこととなっている)
- ② 基幹放送の同時再放送のみ
- ③ 有料放送、区域外再放送は対象外
- ④ 施設の設置場所及び業務区域が一の都道府県の区域内

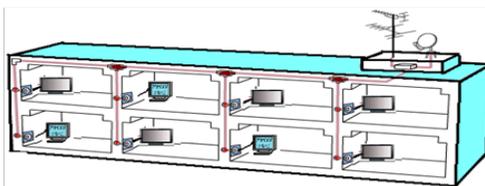
小規模施設の例
(①)～(③)の施設
のうちの一部が該
当)

(1) 辺地共聴施設



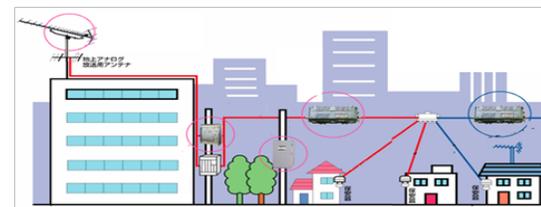
放送電波が山や丘陵によって遮られる地域に対し、難視聴解消対策として設置された施設

(2) 集合住宅共聴



集合住宅で、放送電波を受信する共同アンテナを屋上に建て、各戸に放送電波を分配するために設置された施設

(3) 受信障害対策共聴施設(ビル陰等)



ビル等の建築物に放送電波が遮られて受信障害が発生している地域において、当該建築物の所有者等により障害対策として設置された施設

(2) 移譲する事務・権限 (すべて自治事務)

- ・ 業務開始等の届出(133条1項、2項、134条2項、135条1項、2項)
- ・ 有線電気通信設備の設置の状況等についての資料要求、業務の状況に関する報告徴収及び立入検査等(145条2項、3項、4項)
- ・ 業務の停止命令(174条)、業務に関する資料の提出要求(175条)

(3) 施行期日 平成28年4月1日